

(写)

八監第210号
令和6年8月23日

八千代市監査委員 江頭 博彦

八千代市監査委員 大谷 益世

八千代市監査委員 大塚 裕介

監査結果公表

地方自治法第199条第7項の規定による公益財団法人八千代市地域振興財団の指定管理者監査を行ったので、次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による八千代市が同法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの（以下「指定管理者」という。）の出納その他の事務の執行に対する監査

2 監査の対象

- (1) 対象団体 公益財団法人八千代市地域振興財団
- (2) 管理している公の施設 八千代市市民会館、八千代台文化センター、勝田台文化センター
- (3) 所管部局 教育委員会文化・スポーツ課

3 監査の範囲

令和5年度における出納その他の事務の執行状況

4 監査の着眼点

指定管理者による出納その他の事務が、関係法令等にのっとり、適正かつ正確に行われているかを主眼に、想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和6年4月23日から同年8月19日

第2 監査の結果

監査の着眼点に基づき監査を実施した結果、おおむね適正で公の施設の設置目的に沿って運営されていると認められた。